新潟県条例第24号

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第67号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　設備及び運営に関する基準（第３条－第６条）
第３章　雑則（第７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第２章　設備及び運営に関する基準

（設備及び運営に関する基準）

第３条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第６条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

（非常災害対策）

第４条　養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該養護老人ホームの所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（記録の整備）

第５条　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する基準省令第９条第２項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（暴力団等の排除）

第６条　養護老人ホームは、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

第３章　雑則

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。